

東京大学教育学部附属中等教育学校 いじめ防止対策基本方針

2025（令和7）年08月31日制定

東京大学教育学部附属中等教育学校

I いじめ防止のための基本方針

1 基本方針

いじめは、どの学校にもどの生徒にも起こり得るものであり、いじめを受けた生徒は、教育を受ける権利を侵害され、心身の健全な成長、人格の形成にも重大な影響を与えるものである。本校では、生徒の一人ひとりの尊厳を保持するため、生徒たちがお互いに尊重することのできるような教育活動の環境を保障することにより、教職員が一丸となって、いじめの防止の対策を行うこととする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う「心理的」又は「物理的」な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が「心身の苦痛」を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」2013（平成25）年）

3 いじめに対する基本的な考え方

（1）いじめは絶対に許されない、人権侵害であるという認識を学校全体に広げていき、いじめを「絶対に許さない」という学校の姿勢を周知する。

（2）いじめは、どの生徒にも起こり得ること、どの生徒も「被害者」にも「加害者」にもなり得るということを踏まえ、お互いに認め合う関係が生まれる学校の教育環境をつくる。

（3）すべての教職員が、生徒が「被害者」にも「加害者」にもならないように、未然の防止につとめて、いじめに関する情報の共有を行い、早期の気づきに努める。

（4）いじめに気づいた場合には、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、学校全体として速やかな対応、適切な解決をすすめていく。

（5）日常から生徒が「相談」しやすい環境を整える。スクールカウンセラー、保護者、スクールサポーター（所轄警察署）との連携を強化して、協力体制を構築する。

（6）重大事案が発生した場合は、教育学部の顧問弁護士の指導・助言を仰ぐ。

4 いじめを防止するための学校内組織

- (1) 名称 いじめ対策委員会
- (2) 構成員 校長、副校長、いじめ対策委員長（主幹教諭）、生活指導部長、各学年主任
- (3) 活動
 - ・いじめの未然防止に関すること
 - ・いじめの早期発見に関すること（アンケート）
 - ・いじめ事案への対応に関すること
- (4) 年間計画
 - 学校生活アンケートの年間4回の実施
 - （前期中間考査最終日、前期末考査最終日、後期中間考査最終日、学年末考査最終日）
 - 教職員参加の校内研究会（年1回）

Ⅱ いじめを未然に防ぐための方策

1 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 始業式・終業式、全校集会等での活動の説明の実施
- (2) 校内ポスター、通知（文書）を通じて生徒・保護者へ周知
- (3) LHR、生徒会活動、行事等を通じて、集団形成を進める。
- (4) 生徒の多様な価値観があることを理解して、お互いの人格を尊重する態度を養い、他者に対する寛容さを育む。
- (5) インターネット上のいじめに対処するために、専門家や民間の団体と連携して、学年単位、全校単位での講習会、研修会を行う。
- (6) 教職員の校内研修を充実させて、いじめの未然防止のための対策に関する資質の向上を図る。

2 いじめの早期発見のための取り組み

日常から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

- (1) 学級担任、部活動の顧問等は、適宜「個人面談」を実施
- (2) 学校生活アンケート（年4回）を活用する。
- (3) スクールカウンセラー（ほっとルーム）を活用する。
- (4) アドボカシー（一般社団法人 子どもの声からはじめよう）を活用する。
- (5) 生徒が発するサインに気づいた場合は、学級担任等はひとりで抱え込まずに、学年会、いじめ対策委員会、管理職、学校全体で組織的に対応する。
- (6) 相談機関の情報提供
 - ・東京都教育相談センター（QRコード）
 - ・東京都若者総合相談センター（03-3267-0808）
 - ・子供の権利擁護専門相談事業、東京子供ネット（ひとりで悩まないで）（0120-874-374）

Ⅲ いじめ事案への対応方法

1 いじめに対する措置

(1) いじめ、あるいは、それが疑われる事案が生じたときは、「いじめ対策委員会」を開催し、構成員（生活指導部長、各学年主任等）と連絡を取り合い、速やかに事実の確認（聞き取り、指導、保護者への連絡）を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合、「いじめ対策委員会」は、直ちに、いじめを受けた生徒（及び保護者）、いじめを行った生徒（及び保護者）、いじめが起きた集団それぞれについて、適切な指導・支援を行う。

(3) いじめが「犯罪行為」として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署（中野警察署）と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署（中野警察署）に通報し、適切に、援助を求める。

2 いじめに対する支援（援助）・指導

(1) いじめを受けた生徒（及び保護者）への支援

いじめを受けた生徒が、安心して学習活動ができるよう環境を確保して、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制を整える。その際、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の知人等）と連携し、「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、他の関係教職員（養護教諭、スクールカウンセラー等）の協力を得て対応する。

(2) いじめをした生徒（及び保護者）への指導、支援

いじめは、人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめをした生徒が抱える不安、不満、ストレスなどの問題等、いじめの背景へも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、「いじめ対策委員会」が中心となって複数の教職員が連携し、状況に応じて、他の関係機関の協力を得て対応を行う。

(3) いじめが起きた集団への指導、支援

いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、集団（学級、学年、部活動、学校）全体の課題として、解決を図る。同調していたり、はやし立てたりした「観衆」、見て見ぬふりをした「傍観者」であった生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、「孤独感」「孤立感」を強めることを理解させるようにする。学級、学年、部活動、学校全体で、すべての生徒が互いを尊重し、認め合う「集団づくり」を進める。

3 重大事態に対する対処

生命・心身または財産に重大な被害が発生した疑いや、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合は、重大事案が発生したものとして、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生したことを、教育学部長に速やかに報告する。
- (2) 教育学部と協議の上、当該事態に対する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 重大事案については、教育学部の顧問弁護士の指導・助言を仰ぐ。

Ⅳ 学校評価及び基本方針改善のための計画

- 1 生徒・教職員・保護者への「学校評価アンケート」（毎年 12 月）の実施
その結果を受けて、次年度の取り組みに反映させる。
- 2 関係機関等からの指導・助言を次年度の対策へ活用する。